

介護老人保健施設美野里通所リハビリテーション事業所重要事項説明書

令和7年4月1日現在

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

法人名 医療法人 明精会
施設名 介護老人保健施設美野里 通所リハビリテーション事業所
開設年月日 平成10年 6月16日
所在地 福島県会津若松市北会津町東小松字南古川12番地
電話番号 0242-56-5000
ファックス番号 0242-56-5004
管理者名 医師 岩松 宏
介護保険指定番号 介護保健施設(0752485011号)

(2) 通所リハビリテーションの目的と運営方針

通所リハビリテーションは、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活を営むことができるように居宅サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように支援することを目的とした事業所です。

この目的に沿って、事業所では、以下のように運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「安心で快適な、明るく希望のある施設づくり」 —— 自立と生きがい ——
の実現をめざして、喜びと情熱とゆとりをもって、地域の方々と共に、お年寄りやその家族がいきいきと暮らせるように支援していくことを目的とする

2. 利用手続き等

ご利用者の介護保険証を月1回確認させていただきます。

3. 施設の職員体制

各職員の配置は、定数或いは定数以上を配置いたします。

		業 務 内 容
施設管理者	1	施設での管理・運営
医師	1	利用者への医学的管理
看護職員	1	医療を含む管理
介護職員	4	利用者の介護・レクリエーション指導
理学療法士	2	理学療法とリハビリテーション指導
作業療法士		作業療法によるリハビリテーション指導
言語聴覚士		言語療法によるリハビリテーション指導
管理栄養士 栄養士	1	適切な献立、栄養指導、 食事の提供、管理
調理員	4	利用者への適切な調理
支援相談員	1	相談業務全般
事務員	2	施設管理と事務一般

通所リハビリテーション事業所は、介護老人保健施設美野里に併設されているため、配置される管理栄養士、栄養士、調理員、事務職員は、介護老人保健施設美野里の職員を兼務職員といたします。

4. 通所リハビリテーション定員 40人（1単位）

5. 職務体制の確保

各単位ごと、通所リハビリテーション人員に関する基準により介護サービスの実施

6. サービス内容

① 通所リハビリテーションサービス計画の立案

② 営業日及び営業時間並びに営業の範囲

通所リハビリテーションの営業日及び営業時間並びに営業の範囲は次のとおりとする。

- ・営業日 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く毎日
- ・営業時間 8時30分から17時00分とします。
- ・サービス提供時間 10時00分から16時05分とします。
- ・送迎の範囲 会津若松市（湊町、大戸町、河東町を除く）、会津美里町を基本とし、それ以外の地域の方はご相談ください。

③ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。 昼食 12時00分から

④ 入浴 一般浴槽で対応し利用者の入浴の介助をいたします。

⑤ 看護・医学的管理の下、介護をいたします。

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション、生活リハビリ）を行います。

⑦ 口腔機能向上

⑧ 設備・備品の利用

通所リハビリテーション計画に基づいて理学療法士、作業療法士、介護福祉士・介護員のもとに利用することができます。

⑨ 栄養改善

⑩ 通所リハビリテーション計画作成及び見直しのため医師の指示による理学療法士・作業療法士の訪問

7. 利用料金

（1） 基本料金は、介護報酬の告示上の額のうち、負担割合証に記載された割合となります。

以下は1割負担の場合の金額ですので、詳細は利用料金表をご参照ください。

① 事業所利用料（介護保険制度では、要介護認定等による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの額です。）

事業所は、6時間以上7時間未満を基本としています。

【6時間以上7時間未満】（通常規模型通所リハビリテーション費）

要介護1	715円
要介護2	850円
要介護3	981円
要介護4	1,137円
要介護5	1,290円

② 上記の利用料金に次の内容による加算が加算されます。

A リハビリテーション提供体制加算（所要時間6時間以上7時間未満の場合）

事業所利用料金に1回につき24円加算されます。

B サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

事業所利用料金に1回につき22円加算されます。

C リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

リハビリテーション計画を作成し継続的にその質を管理するとともに、定期的にリハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を各関係者と共有し科学的介護情報システム（LIFE）を活用しデータを提出した場合に、同意を得た月から6月以内の場合は1月につき593円、同意を得た月から6月超の場合は1月につき273円加算されます。

D 短期集中個別リハビリテーション実施加算

退院退所後又は認定日から3月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合は、1日につき110円加算されます。

E 入浴介助加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

入浴中の観察を含めて介助を行った場合は、1日につき（Ⅰ）40円又は自宅での浴室の環境を踏まえた入浴計画、動作、環境の評価、助言などを行った場合は（Ⅱ）60円が加算されます。

F 栄養改善加算

低栄養状態又は低栄養状態のおそれのある方に、その改善等のための栄養計画を作成し栄養改善サービスを行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200円加算されます。

G 重度療養管理加算

要介護3、要介護4又は要介護5の利用者の方が計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき100円加算されます。

H 介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）

1月の介護報酬の86／1000が加算されます。

I 送迎減算

居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47円減算されます。

J 科学的介護推進体制加算

科学的介護情報システム（LIFE）を活用しデータを提出することで1月につき40円加算されます。

K 退院時共同指導加算

入院され退院するにあたり施設の医師、またはリハビリ職員が退院前カンファレンスに参加し利用者または家族と情報を共有、必要な内容をリハビリテーション計画に反映し指導を行った場合、600円加算されます。

L 栄養アセスメント加算

管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合、1月につき50円加算されます。

③ 食費 昼食 720円

(2) その他の料金

① 日常生活費 日額 100円 (ご希望される方)
おしぼり 25円 アカこすり 14円 シャンプー 7円 リンス 5円
ボディークリーム 7円 入浴タオル 11円 入浴バスタオル 31円

② 教養娯楽費 (クラブ活動を希望される方、選択制です。)

習字クラブ 160円 1回につき
手芸クラブ 200円 1回につき

③ オムツ代

はくパンツタイプ 158円/枚
尿取りパット 37円/枚

(3) 利用料については、介護報酬の告示上の額とし、告示の変更があった場合は、その都度修正いたします。

(4) 支払い方法

- ① 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ② 支払い方法は、現金及び銀行振込または、預金口座振替 (郵便局、銀行他) の方法があります。利用申込時にお選びください。

(5) 被保険者が介護保険料の滞納等によって支払方法の変更を生じている間は、償還払いとし、事業所に対し全額を支払い、サービス提供証明書と領収書を保険者である市町村役場に提出して下さい。

8. 事業所利用に当たっての留意事項

- (1) 所持品の持込は、最低限必要な身の回り品の持参をお願いします。
- (2) 原則、現金や貴重品を持込まないで下さい。
- (3) ペットは、人畜共通伝染病の面から、持込等のご遠慮願います。
- (4) 食事については、献立を配布します。バランスのとれた食事を管理栄養士が提供しています。副食や菓子の持込みはしないようにお願いします。

9. 非常災害対策

防災時の対応・・・自動転送システムにより消防署へ連絡。職員の自営組織により避難、消防等にあたる。

防災設備・・・避難誘導設備 (玄関ホール掲示板に掲示してあります。)

防火不燃材、防火シャッター、防火戸、

防災訓練・・・月一回防災防火の注意、年一回消防防災避難訓練

防火管理者・・・横山 貴之

10. 禁止事項

事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。

1 1. 要望及び苦情等の相談

事業所で提供するサービスについての困りごと、苦情相談の担当者は支援相談員です。

月曜日～土曜日 8:45～17:00

※ただし、日曜日・国民の祝日・年末年始12月30日～1月3日を除く。

支援相談員：栗田 真希 池内 亜理沙 中島 和典 通所リハビリ：鈴木 智

電話：0242-56-5000 FAX：0242-56-5004

責任者：施設管理者 岩松 宏

施設内に備えつけられた「ご意見箱」もご利用下さい。

苦情解決委員会第三者委員が解決のお手伝いをいたします。

小柴 繁徳（特定社会保険労務士）・鈴木 富士子（看護師）

あなたのお住まいの市町村介護保険相談窓口及び福島県国民健康保険団体連合会
024-528-0040も相談の窓口になっております。

1 2. 事故発生について

- (1) 家族へ連絡します。
- (2) 市町村、居宅介護支援事業所、又は地域包括支援センターへ連絡します。
- (3) 事業所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

1 3. 個人情報保護

個人情報保護に基づいて個人情報の管理を徹底し、利用者の個人情報の取扱いについては、常に利用者の目的範囲かを確認し同意を得るものとする。情報の開示に当たっては、細心の注意を払い法の理念に則って行うものいたします。

1 4. 虐待の防止

利用者さんの人権の擁護に務め、虐待の発生、再発防止のため、指針を整備し委員会を定期的に開催します。また、虐待を防止するための研修会を6ヶ月に1回実施し、虐待防止を適切に実施するために担当者を設置します。

委員長 岩松 宏（医師）

委員 薄玲子（看介護長）鈴木智（通所リハビリテーション所長）横山貴之（事務長）

1 5. 身体拘束

当施設は原則として身体拘束は行いません。但し、生命または身体を保護するため等、緊急的にやむなく行う場合は当施設医師が態様、時間、心身の状況、やむを得なかった理由を診療録に記載します。

1 6. 業務継続計画

当施設は感染症や非常災害の発生時において、施設サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定しており必要な措置を講じ実施いたします。

1 7. 第三者評価事業について

当施設においては、『福島県介護保険施設サービス評価事業実地調査』を受けております。

実施日：平成17年10月25日

18. その他

事業についての詳細は、福島県情報公表システム、医療法人明精会ホームページ、施設内に掲示しています。

附 則

- 第1条 この重要事項説明書は、平成10年06月01日から施行する。
- 第2条 平成12年06月01日改正施行する。
- 第3条 平成19年05月16日改正施行する。
- 第4条 平成21年01月05日改正施行する。
- 第5条 平成21年04月01日改正施行する。
- 第6条 平成21年06月01日改正施行する。
- 第7条 平成22年05月07日改正施行する。
- 第8条 平成24年02月01日改正施行する。
- 第9条 平成24年04月01日改正施行する。
- 第10条 平成25年04月01日改正施行する。
- 第11条 平成26年04月01日改正施行する。
- 第12条 平成27年04月01日改正施行する。
- 第13条 平成27年08月01日改正施行する。
- 第14条 平成28年04月01日改正施行する。
- 第15条 平成29年04月01日改正施行する。
- 第16条 平成30年04月01日改正施行する。
- 第17条 令和 元年10月01日改正施行する。
- 第18条 令和 02年04月01日改正施行する。
- 第19条 令和 03年04月01日改正施行する。
- 第20条 令和 03年10月01日改正施行する。
- 第21条 令和 04年04月01日改正施行する。
- 第22条 令和 04年10月01日改正施行する。
- 第23条 令和 05年04月01日改正施行する。
- 第24条 令和 05年10月01日改正施行する。(苦情相談担当者の変更)
- 第25条 令和 06年04月01日改正施行する。(苦情相談担当者の変更、14～16.18 変更)
- 第26条 令和 06年06月01日改正施行する。(7.利用料金、加算内容の変更)
- 第27条 令和 07年04月01日改正施行する。(11.苦情解決第三者委員の変更)